## 令和7年度 随意契約の公表(下水道部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの随意契約

【下水道部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道経営企画課	八尾市下水道事業 財務会計システム 保守業務	令和7年4月1日	扶桑電通 ㈱ 関西支店	大阪市中央区備後町 二丁目6-8	1,250,656円	当該業者が構築したシステムであり、システムの運用保守については当該業者でしか行えないものであるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道経営企画課	令和7年度下水道 出前講座に係る業 務	令和7年5月1日	アクティオ (株) 大阪支店	大阪市淀川区木川東 四丁目8-4	2,426,083円	下水道広報関連施設における運営業務の実績を複数件有しており、なおかつ下水道出前講座の業務実績があることから、下水道事業をとりまく現状や課題を把握したうえで、それらを踏まえた業務を実施できる唯一の事業者であるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道管理課	令和7年度公共下 水道施設維持業務 (単価契約)(第1 四半期)	令和7年4月1日	大阪・下水道メ ンテナンス事 業協同組合	大阪市東淀川区東中 島一丁目18-27	7,904,237円	公共下水道施設は、異状等があれば、市民の日常生活に支障をきたす恐れがあり、早急に清掃を実施し、豪雨や災害時には同時に複数の現場を処理する必要がある。実施に必要な資機材、人員、実績を有し、大阪府下で唯一、官公庁から受注した契約を、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された官公需適格組合であるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道管理課	令和7年度公共下 水道施設維持業務 (単価契約)(第2 四半期)	令和7年7月1日	大阪・下水道メ ンテナンス事 業協同組合	大阪市東淀川区東中 島一丁目18-27	5,185,059円	公共下水道施設は、異状等があれば、市民の日常生活に支障をきたす恐れがあり、早急に清掃を実施し、豪雨や災害時には同時に複数の現場を処理する必要がある。実施に必要な資機材、人員、実績を有し、大阪府下で唯一、官公庁から受注した契約を、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された官公需適格組合であるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
下水道管理課	令和7年度八尾市 下水処理水送水施 設管理業務(市役 所周辺地区)	令和7年4月1日	東洋メンテナ ス(株)	東大阪市本庄西一丁 目10-24	2,530,000円	大阪府東部流域下水道事務所ならびに処理場運転管理受託者と速やかに調整を行うことが必要であり、大阪府の下水処理水供給に関する事業(処理運転管理)とは密接不可分な関係となっているため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)
	事業場排水規制等 補助業務	令和7年4月15日	(一財)都市技 術センター	大阪市中央区船場中 央二丁目2-5-206	2,504,700円	法令に基づいた水質規制業務に精通するとともに、広範な業種の排水処理設備に関する技術指導が可能であり、他の自治体においても同種業務の履行実績があるため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
下水道管理課	令和7年度八尾市 下水道台帳管理シ ステム更新業務	令和7年8月1日	アジア航測(株) 大阪支店	大阪市北区天満橋一 丁目8-30		現在導入している下水道台帳管理システムにおいて、データの仕様が著作権にあたり、他社での作成ができないことから、競争入札に適さないため。(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道整備課	八尾市公共事業設 計積算システム単 価改定業務	〒和/年0月10日	富士通Japan ㈱関西・中部 公共ビジネス 統括部	大阪市中央区城見二 丁目2-6	1,996,500円	システムの開発者であり、同システム及び周辺機器の設定等に熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)
	公共事業設計積算 システムソフトウェ ア導入業務	□ 11/11/11/11/11	富士通Japan ㈱関西・中部 公共ビジネス 統括部	大阪市中央区城見二 丁目2-6	1,342,000円	システムの開発者であり、同システム及び周辺機器の設定等に熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号該当)